

大川市議会第1回定例会会議録

平成28年3月25日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	平	木	一	朗	10番	池	末	秀	夫
2番	古	賀	龍	彦	11番	水	落	常	志
3番	宮	崎	稔	子	12番	川	野	栄	美子
4番	龍		誠	一	13番	永	島		守
5番	馬	淵	清	博	14番	箴	島	か	おる
6番	石	橋	忠	敏	15番	岡		秀	昭
7番	石	橋	正	毫	16番	内	藤	栄	治
8番	遠	藤	博	昭	17番	福	永		寛
9番	吉	川	一	寿					

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市		長	鳩	山	二	郎					
副	市	長	酒	見	隆	司					
教	育	長	記	伊	哲	也					
会	計	管	理	者	田	中	嘉	親			
(兼)	会	計	課	長							
消		防		長	持	木	芳	己			
(兼)	総	務	課	長							
人	事	秘	書	課	長	中	島	久	幸		
総		務		課	長	石	橋	徳	治		
(併)	選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長

企 画 課 長	橋 本 浩 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	平 田 好 昭
上 下 水 道 課 長	平 田 敏 弘
学 校 教 育 課 長	下 川 慎 司
監 査 事 務 局 長	古 賀 恭 治

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第34号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 議案第34号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例に係る附
帯決議

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第34号、第35号)

1. 閉会中の各委員会への調査付託の件

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（古賀龍彦君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会において副委員長の辞任に伴い異動がっております。川野栄美子君が総務委員会の副委員長に就任されましたので、御報告を申し上げます。

次に、総務委員会に付託しておりました議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について外12件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について総務委員長の報告を求めます。
総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

おはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について外12件につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、行政不服審査法が平成28年4月1日から改正されることに伴い、大川市行政手続条例や大川市固定資産評価審査委員会条例等、関係条例の整備を行うものであります。

委員会では、まず、大川市固定資産評価審査委員会条例第4条等に規定している住所と居所の違いをただしましたところ、住所とは実際に住民票を置いているところを指し、居所とは住民票は異動せずに仕事等により単身赴任されている方や学生が住民票は親元に置き、市内に下宿している場合などを指しており、このようなときには住所と居所を使い分けしている旨の答弁がなされたところでございます。

さらに、委員からは、不服申し立てができる期間が3か月に延長となっているが、どの時点から3か月なのかただしましたところ、決定通知書を受領後3か月になっている旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第4号 大川市行政不服審査会条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求に係る諮問機関とし

て大川市行政不服審査会の設置に必要な事項を定めるものであります。

委員会では、審議内容の公開、非公開の線引きはどのようになっているのかただしましたところ、審議する案件の内容で判断すべきと考えており、審議内容に個人情報が含まれる場合などは非公開を想定している旨の答弁がなされたところでございます。

さらに、委員からは、行政不服審査会の委員は専門的な知識を要するため、委員選定に当たっては弁護士や大学の先生等を考慮しながら選定していただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございませう。

次に、議案第5号 大川市情報公開条例及び大川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、大川市情報公開審査会及び大川市個人情報保護審査会を統合し、大川市情報公開・個人情報保護審査会を設置するものであります。

委員会では、審査会設置に当たっては、厳正中立な立場で、審査会の目標、目的に沿って、人選に心がけていただきたい旨の意見が開陳されたところでございませう。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第6号 大川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律等の施行並びに学校教育法、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

委員からは、人事評価に対しては頑張った人が頑張っただけの評価を受ける制度になってもらいたい旨の意見が開陳されたところでございませう。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第7号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、特別職の職員のうち、規則で定める職員に通勤手当相当分を支給することができるよう、所要の改正を行うものであります。

委員会では、対象となる特別職の職員と見込み額についてただしましたところ、規則で定める特別職の職員は、中央公民館長、幼稚園長、介護保険訪問調査員、主任介護支援専門員、介護予防支援員、認知症地域支援推進員、社会福祉士等となっており、対象となる見込み額は、おおよそ年間720千円程度である旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、人事院勧告並びに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、一般職員の給与等について所要の改正を行うものであります。

委員からは、公務員としてのあるべき姿を果たしてほしい、また、市民の給与と職員給与の格差的内容を踏まえ仕事に取り組んでもらいたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第9号 法令に基づく出頭者並びに公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、農業協同組合法等の一部を改正するなどの法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律が改正されることにより、所要の改正を行うものとするものであります。

委員会では、慎重に審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第10号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、給与制度の総合的見直しに伴い、国家公務員退職手当法等の一部が改正されたので、国家公務員に係る退職手当制度に準じて、大川市職員の退職手当について、所要の改正を行うものであります。

委員会では、退職手当は減少するのかわたしましたところ、給与制度の総合的な見直しにより、平均2%が減少し、退職金の支給額も減少となる。しかしながら、退職手当調整のため激変緩和策として国家公務員の退職手当法に準じた改正を行う旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、年金たる補償のうち、傷病補償年金、または休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率について、所要の改正を行うものであります。

委員会では、慎重に審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第15号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、規制する対象火気設備の追加等を行うため、所要の改正を行うものであります。

委員会では、不燃材とは構造的に仕上げ材のことかわたしたところ、表面の仕上げ材を不燃材とする旨の答弁がなされたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第16号 平成27年度大川市一般会計補正予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、国の補正予算を活用するものも含め、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正を行うものであり、その概要は次のとおりであります。

まず、各款に計上されております人件費は、職員の給与改定に伴い調整するものであります。

総務費には、職員の退職勧奨等に伴う退職手当85,587千円、情報セキュリティ強化対策に要する経費42,683千円、国県支出金等過年度分返還金9,523千円、通知カード・個人番号

カード関連事務負担金6,109千円が計上されております。

民生費には、障害者自立支援給付費12,103千円、生活保護扶助費10,000千円が計上されております。

農林水産業費には、災害に強いため池等整備事業費負担金27,500千円が計上されております。

商工費には、国の地方創生加速化交付金を活用し、産業・観光振興に取り組むための経費として、大川家具展示会補助金5,000千円、海外販路開拓調査研究事業費補助金2,500千円、インテリア人材養成事業費補助金2,000千円、木のきもちブランド育成事業補助金3,000千円、インテリア産業強化支援事業補助金15,000千円、マイスターツーリズム推進事業費72,500千円が計上されております。

以上によりまして、今回の補正総額は305,910千円となったところでありますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、市債及び繰越金をもって充当するとのことであります。

次に、繰越明許費の補正につきましては、本年度内に事業の完了が見込めない8事業について繰越明許費の設定を行うものであります。

次に、地方債の補正につきましては、対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の設定の追加及び変更を行うものであります。

委員会ではまず、6款1項8目クリーク対策費の災害に強いため池等整備事業費負担金の内容及び事業箇所についてただしましたところ、この事業は県の事業で、本市の負担割合は事業費の4分の1となっており、県営水路に接続する小規模な水路の整備を主に行う事業である。事業箇所については補正予算の繰越分と当初予算分を含め、下牟田口地区、酒見地区、一木地区の3地区を来年度予定している旨の答弁がなされたところであります。

次に、2款1項11目情報処理費の情報セキュリティ強化対策業務委託料の内容についてただしましたところ、現在、市役所内では1つのネットワーク上でさまざまな業務を行っている。この庁内ネットワークを個人番号利用事務系とインターネット接続系に分離し、個人番号利用事務系は外部からの攻撃に遭わないよう、インターネット接続系には個人番号等の住民情報が存在しないよう、それぞれ対策を行い、さらに生体認証や情報の持ち出しを管理するなど、情報流出対策のための機器やソフトウェアを導入し、セキュリティ強化の対策を図る旨の答弁がなされたところでございます。

次に、7款1項4目観光費のマイスターツーリズム推進事業の内容についてただしましたところ、地方創生加速化交付金を活用して事業を行うもので、本市の観光拠点である昇開橋展望公園付近にコンテナを使用して、観光案内所や物産施設、家具建具等の製作体験ができるようなコンテナショップを計画している旨の答弁がなされたところであります。

さらに、委員からは、コンテナをただ置くだけではなく、色合いの調整や絵を描くなど、観光施設の重要な拠点となるので創意工夫をしていただきたい旨の意見が開陳されたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第30号 大川市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、学校教育法の一部改正により、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号 平成27年度大川市一般会計補正予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、通知カード・個人番号カード関連事務負担金について、本年度内に事業の完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うものであります。

委員会では、慎重に審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上でございます。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。（「はい」と呼ぶ者あり）賛成

ですか。（「反対です」と呼ぶ者あり）反対討論ですか。ほかにございますか。では、8番遠藤議員どうぞ。

○8番（遠藤博昭君）（登壇）

議員番号8番遠藤博昭です。総務委員長の報告の中の議案第8号に関して、私の意見を述べたいと思います。

我が国においても、安倍政権にかわって以来、デフレからの脱却ということで経済政策に非常に力を入れてあります。そういう中においても、なかなかデフレからの脱却が進んでいない現状があるように思います。ましてやこの大川のインテリア産業界においては、商工会議所の津村会頭も挨拶の中でおっしゃいましたけれども、アベノミクス自体の効果がなかなか大川市内の工業界にも届いていないというのが現状だと思います。

そういう中で、インテリア産業界においては、とても社員の給与を上げるような環境には至っていないのが現状であります。また、小売業においてもなかなか消費の増加が見込めないのが現状であります。私個人的にも商売をやっていますけれども、なかなかその売り上げ増加にはつながらないような経済現状がある中で、この8号議案は市職員の給与を引き上げるという条例ではないかと思えます。

先般、全協の中でも我々議員の報酬に関しても今回は見送ろうという意見で一致したのではないかと思いますし、先般から議員の定数削減ということも皆で議論しながら、経済状態も勘案して削減に賛成というふうな方向になったと思えます。

そういう中で、我が身を切る、そういう施策を行っている議員の立場からしても、今回の職員の給料の改正に関しては反対の立場であります。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結し、これから採決いたします。

まず、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 大川市行政不服審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市情報公開条例及び大川市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 大川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 法令に基づく出頭者並びに公聴会参加者実費弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 大川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成27年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 大川市暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成27年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第12号 大川市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外10件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、箆島かおる君。

○文教厚生委員長（箆島かおる君）（登壇）

ただいまより文教厚生委員会のほうの報告を行います。

私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第12号 大川市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について外10件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第12号 大川市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、平成28年4月1日に施行される障害者差別解消法において、障害を理由とした不当な差別的取り扱いが禁止されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 大川市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制

定について御報告申し上げます。

本案は、福岡県の方針に沿って、現行の子ども医療費助成制度の拡充等を行うため、関連条例について所要の改正を行うものであります。

説明によりますと、今回の改正により、子ども医療費支給制度では、通院における対象年齢を小学6年生まで拡充し、小学生の自己負担分を月1,200円に、重度障害者医療費支給制度では、入院、通院ともに3歳以上に拡充し、就学前までの自己負担分を月500円としている。また、子ども医療費支給制度と重度障害者医療費支給制度のどちらにも対象となる場合は対象者の判断で選択するが、中学生の入院における自己負担では両制度の差が大きく、不均衡が生じないようにするために、重度障害者医療費支給制度を利用した中学生の入院に限り、子ども医療費支給制度と併用できるとのことです。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号から第19号につきましては、3議案とも職員の給与改定による人件費の調整を行うものであり、一括して御報告申し上げます。

まず、議案第17号 平成27年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、292千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,906,506千円とするものであります。

次に、議案第18号 平成27年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、60千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ522,060千円とするものであります。

次に、議案第19号 平成27年度大川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、433千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,525,873千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、議案第17号、議案第18号、議案第19号の3議案は、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第23号 平成28年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものとしては、総務費79,339千円、保険給付費3,380,334千円、後期高齢者支援金等498,673千円、介護納付金208,498千円、共同事業拠出金1,327,975千円などで、予算規模は5,542,000千円です。

委員会では、1款1項3目医療費特別対策事業費に関し、後発医薬品普及促進支援事業電

算処理委託料の内容についてただしたところ、毎月ジェネリックに切りかえることにより、医療費の削減が100円以上見込まれる人に通知を出しており、以前は何%削減という通知をしていたが、現在は金額を通知している旨の答弁がなされました。

さらに、通知後の調査をしているかただしたところ、個々の調査はしていないが、国保連合会において通知対象者のジェネリックに切りかえた実績が出ている。今年は約6,800千円の削減効果を見込んでおり、昨年比の1.4倍になる旨の答弁がなされました。

次に、1款2項1目賦課徴収費に関し、市税徴収業務委託料の内容についてただしたところ、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用し、現年度分の新規滞納者に対する電話及び訪問による納税勧奨を行うものであり、初期の段階で早目に対応できれば、未然に滞納することを防ぐことができると考えている旨の答弁がなされました。

次に、8款1項1目特定健康診査等事業費に関し、特定健康診査受診勧奨業務委託料の内容についてただしたところ、平成27年度もさまざまな取り組みを行い、受診者数はふえてはいるが、大幅な改善には至っていないため、他市の勧奨方法の調査結果を踏まえ、新年度は専門業者に委託することにしていく。また、若年者の受診率が低いため、健診の体験をしていただくために、初めて対象となる40歳の方に無料クーポンを配布することも考えている旨の答弁がなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第24号 平成28年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費15,003千円、後期高齢者医療広域連合納付金505,537千円などで、予算規模は523,000千円であります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号 平成28年度大川市介護保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づき、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定について予算編成を行うもので、予算規模は、介護保険事業勘定3,613,000千円と介護サービス事業勘

定20,000千円を合わせて3,633,000千円であります。

まず、介護保険事業勘定における歳出の主なものは、総務費111,383千円、保険給付費3,270,182千円など、次に、介護サービス事業勘定における歳出の主なものは、総務管理費13,454千円、居宅サービス事業費6,046千円などであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号 指定管理者の指定について御報告申し上げます。

本案は、大川市斎場の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明によりますと、指定の期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間であり、今回から式場の通夜使用を可能としたため、宿直等、それに対応する管理業務が追加となっている。選考においては、最終的には1社のみの申請となったが、内部委員6名と外部委員2名で構成される指定管理者選定委員会において、プレゼン、ヒアリングを行い、審査基準に基づき審査した結果、有限会社公倫が指定管理候補者に選定されたとのことであります。

委員会では、燃料代の高騰等による指定管理料の変更についての取り決めはどのようになっているのかただしたところ、燃料代については当初の算定期間での灯油の価格に基づき算定しており、灯油の価格の上昇が直ちに指定管理料の増額変更にはつながらない。差額の負担は経営努力で消化していただくものと考えているが、毎年の指定管理料は毎年交わす協定書で定めており、特段の事情があれば考慮の余地はある旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、指定管理料の基準額の算定に当たり、適正に精査する必要がある、また、指定管理料の使われ方についてもきちんと監査しなければいけない旨の意見が開陳されたところであります。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正において、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定をされたことに伴い、厚生労働省令放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準の一部改正がなされたため、所要の改正を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第33号 八女西部広域事務組合を組織する市町村数の減少及び八女西部広域事務組合規約の変更について御報告申し上げます。

本案は、平成28年3月31日をもって久留米市が八女西部広域事務組合から脱退することに伴い、八女西部広域事務組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明によりますと、久留米市の脱退により、事務に要する経費の関係市町の負担割合が変更され、大川市が関係している不燃ごみ、資源ごみに関する事務においては、平等割の負担割合が9分の1から7分の1へと変わり、平成28年度における負担金への影響は約2,000千円になるとのことです。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。川野議員。

○12番（川野栄美子君）

委員長にお尋ねいたします。

議案第28号、指定管理者の報告によりますと、有限会社公倫が指定管理者の候補になったというふうに今おっしゃいましたが、この会社はどのような会社であるかということと、それと、代表の方がわかりましたら、教えていただきたいと思っております。

○議長（古賀龍彦君）

文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（箆島かおる君）

お答えいたします。

指定管理の候補者の公倫の会社のほうですけれども、住所が福岡県大川市大字紅粉屋403

番地にいらっしやいまして、設立が平成15年4月1日に設立されまして、資本金約3,000千円、取締役はエサキキミノブ（248ページで訂正）さんです。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

川野議員。

○12番（川野栄美子君）

何をしている会社でしょうかとお尋ねしましたが、わかりますか。

○議長（古賀龍彦君）

文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（箆島かおる君）

今まで斎場を引き受けていらっしやった会社と思います。

○議長（古賀龍彦君）

川野議員。

○12番（川野栄美子君）

今まで斎場を管理されていた会社ということですね。委員長、自信を持って言ってくださいね。

○議長（古賀龍彦君）

文教厚生委員長。

○文教厚生委員長（箆島かおる君）

はい。急に質問がありましたので、要領を得ませんで、申しわけありません。今まで斎場を引き受けていらっしやった会社でございます。

○議長（古賀龍彦君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀龍彦君）

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第12号 大川市文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 大川市子ども医療費の支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成27年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成27年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成27年度大川市介護保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成28年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成28年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成28年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 大川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 八女西部広域事務組合を組織する市町村数の減少及び八女西部広域事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第14号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第14号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について外5件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第14号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は人事院勧告に基づき、企業職員の給与について、管理職が週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間、特別に勤務した場合についても管理職員特別手当を支給するため、大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

委員会では、全ての管理職員が対象になるのかただしたところ、管理職員には時間外勤務手当がない。これにかわるものとして、管理職員特別勤務手当があり、これは水道企業に限らず、全部の管理職員に対応するものである旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号 平成27年度大川市下水道事業特別会計補正予算並びに議案第21号 平成27年度大川市上水道事業会計補正予算については、一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、今回の補正は、両議案ともに職員の給与改定に伴う人件費の調整に要する経費について補正を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、議案第20号並びに議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第26号 平成28年度大川市下水道事業特別会計予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、公共下水道は市民生活における根幹的な施設として不可欠な社会資本であり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及びトイレの水洗化等を目的として、事業の推進を図っているとのことでもあります。平成28年度は、これまでに供用開始を行った地域の水洗化促進や、管渠整備による供用開始区域の拡大を図るとともに、龍代ポンプ場整備に要する経費等と合わせた予算規模は983,000千円（238ページで訂正）で、これが財源としては、国庫支出金、繰入金及び市債等をもって充当するものであります。

委員会では、1款1項1目一般管理費に関し、地方公営企業会計移行業務委託料についてただしたところ、総務大臣から平成27年度から31年度までの5年の間に、下水道事業特別会計についても、上水道事業と同様、公営企業会計に移行するように通達があっており、これに要する業務委託である。

また、業務の内容は、固定資産の調査や財産関係の調査及び整備を行い、移行に向けた詳細な資料をつくるものである旨の答弁がなされました。

次に、下水道BCP策定業務委託料についてただしたところ、これは国交省から県の下水道課を通して全国の下水道を持つ自治体に指示がなされた下水道事業の業務継続計画であり、いわゆる大規模な災害、地震、津波等があったときに、市民の重要なライフラインである下水道についても、即座に危機管理、対応、対策ができるように、この下水道事業の業務継続計画を早急に策定するよう求められているもので、平成28年度末までに策定を行う旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第27号 平成28年度大川市上水道事業会計予算を御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、本会計予算の第3条収益的収支は収入である水道事業収益832,625千円に対し、支出である水道事業費が814,667千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出271,535千円に対し、資本的収入は7,500千円で、資本的収支不足額の264,035千円は、当年度分損益勘定留保資金167,639千円、繰越利益剰余金処分量92,617千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,779千円で補填するとのことでもあります。

委員会では、寒波による給水収益の損失額をただしたところ、メーター検針は半分の地区

だけ終わっており、約8,000千円から9,000千円の損失となっている。今月中に残りの地区の検針を行う旨の答弁がなされました。

次に、老朽管更新工事の進捗率についてただしたところ、水道管は40年の耐用年数とされており、現在、年に2キロメートルずつほど老朽管の更新を行っている。市内に水道管が約209キロメートルあり、法定耐用年数を超えている管が市内には51キロメートルほどあるが、予算の関係から漏水の多い老朽箇所から優先的に交換している。40年を越えたら、即破裂、故障するということではない旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第31号 大川市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、学校教育法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定をされたことに伴い、福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部を改正する要綱が施行されたため、所要の改正を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（古賀龍彦君）

産業建設委員長。

○産業建設委員長（内藤栄治君） 続

水道事業収益983,000千円と言ったのは883,000千円に訂正します。（「どこかよくわかりません」と呼ぶ者あり）

「龍代ポンプ場整備に要する経費等合わせ、予算規模は883,000千円で」が正解でございます。

○議長（古賀龍彦君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告ありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第14号 大川市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成27年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成27年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成28年度大川市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成28年度大川市上水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 大川市若年者専修学校等技能取得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました議案第22号 平成28年度大川市一般会計予算を議題といたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びに結果について予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守君。

○予算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第22号 平成28年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、ふるさと納税や住民税が増収となることが見込まれる一方、社会保障関連費等の歳出が増加しており、本市の財政状況は依然として厳しい状況にあります。このことを踏まえ、財政規律に留意しつつ、限られた財源を創意工夫しながら具体的な経済効果や雇用効果を生み出せる政策を実現できるよう、重点化、効率化を徹底した予算に心がけた結果、一般会計の予算規模は15,260,000千円となり、前年度当初予算との対比では8.2%の増となっているとの説明がございました。

なお、本案の審査に当たりましては、平成28年度一般会計当初予算関係資料の提出を受け審査を行ったところであります。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げたいと思います。

まず、2款1項6目公有財産購入費及び庁舎改修等工事費のその内容についてただしましたところ、公有財産購入費については大川警部交番跡地の用地購入費で、庁舎改修等工事費については、地下タンクのランニング工事と空調設備の全体的な点検及び補修と修理等が主

な工事である旨の答弁をいただいたところであります。

さらに、委員からは大川警部交番跡地購入後の敷地利用について何か考えているのかただしましたところ、敷地の一部を在宅医療連携拠点施設として整備していきたいと考えており、現在、庁内で協議をしているとのことでありました。また、大川警部交番建物の活用については、本庁舎が手狭であるために、大川警部交番の建物が使用できる限り、書庫等に利用し、有効活用をしていきたい旨の答弁がなされました。

次に、2款1項6目ふるさと基金積立金及び2款1項7目ふるさと寄付謝礼品カタログギフト事業委託料についてただしましたところ、ふるさと基金積立金については、本年度310,000千円ほどのふるさと寄付金をいただいている。来年度は本年度以上にふるさと寄付金に力を入れていきたい、そのような思いがあり、6億円を目標とした基金積立金を計上し、また、ふるさと寄付謝礼品カタログギフト事業委託料については、寄附をされた方への謝礼品カタログの送付、謝礼品の申し込み受け付け、発注等、一連のコーディネートをされている業者への委託料として計上している旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは謝礼品を扱っている市内業者は何社ぐらいあるのかただしましたところ、現在市内業者は54社で、そのうちインテリア関係が37社、食品関係が17社となっている旨の答弁がなされました。

次に、2款1項7目道の駅等設置調査業務委託料の内容についてただしましたところ、本市が大野島北部に道の駅の設置を考えていく上で、有明海沿岸道路の構造変更やアクセス道路の問題等、国や県に対し要望するとともに、今後、道の駅設置についても国に要望していかなければならない。本市の本気度を見せるためにも国への説明に必要な調査研究や資料作成が必要であり、そのための委託料とのことでありました。また、大野島北部に道の駅設置を考えているのは、佐賀空港に近く、ロケーション的にもすばらしく、周りを見渡すと三重津海軍所跡や筑後川昇開橋等の観光施設が存在しており、情報発信を備えた観光拠点の核となり得るポテンシャルを備えている場所と捉えているためである、そのような旨の答弁がなされたところでございます。

次に、2款1項7目地域おこし協力隊員の活動内容及び増員についてただしましたところ、地域おこし協力隊は、都市部より地方の暮らしなどに興味のある方に本市に住んでもらい、地域活性化のために活動していただくものであります。現在3名の地域おこし協力隊の隊員が、シティセールスの情報発信業務に従事されており、今回は、予定として10名の隊員を募

集し、産業、子育て支援、移住・定住の分野に絞り、地域活性化の活動に従事してもらう旨の答弁がなされました。

次に、2款1項7目シェアハウス整備費助成金の制度内容についてたまたましたところ、シェアハウスとは、1軒の家に複数の個室と共用スペースのキッチンやリビング等を設置し、複数の住人で共同生活するものであります。本市としては総合戦略の中でもうたわれているように、新しい人の流れを作り若い人たちの移住・定住を促すもので、若い人たちに大川で仕事を見つけ住んでいただきたい、そのような思いを込めた事業として考えたとのことでございます。事業内容としては、空き家等をシェアハウスに整備改修する費用に対する補助金であり、平成28年度中に3棟ないし4棟を見込んだ予算額となっている旨の答弁をいただいたところでございます。

次に、3款2項1目ファミリーサポートセンター事業等委託料の内容についてたまたましたところ、子育てに関して援助を受けたい人とお手伝いをしたい人に会員登録をしていただき、保育園の迎え、一時預かりなどをしていただく地域での子育て支援であります。現在は、久留米市の事業を活用しておりますが、来年度から市の事業として取り組むとのことであり、センターの開設は7月をめどとし、委託料の予算には事業スタッフの賃金や備品購入費等が含まれる旨の答弁がなされました。

次に、3款3項1目就労支援業務委託料について、今までの就労支援の効果についてたまたましたところ、この委託料は人材派遣会社からの派遣により、生活保護受給者に対して就労の際の履歴書の書き方、面接の受け方などを指導するものであります。平成26年度においては就労支援を行った15名中9名が就労しており、効果は上がっていると思う。また、生活保護世帯が昨年までは横ばいであったが、先月ぐらいから申請がふえており、経済的な自立を図ってもらうためにも就労支援は重要な位置を占めているので力を入れていきたい旨の答弁がなされました。

次に、4款1項2目子宮頸がん予防ワクチン接種後の病状に対する医療支援助成金において副反応の症状が出た方がふえていないかたまたましたところ、現在1人相談がっており、今後の状況によっては救済を考えたい旨の答弁がなされました。

さらに、今後の子宮頸がん予防ワクチンの接種については、どのように考えているのかたまたましたところ、現在、国が積極的な勧奨をしないという方針にのっとり、本人の強い希望があれば納得した上で受けていただく体制はとっている。ただし、本市の実態を考えれば、

この先、国が積極的な勸奨を再開したとしても、市としての積極的な勸奨は厳しいのではないかとされるが、今後の国の見解を見ながら考えていきたい旨の答弁がなされました。

次に、4款2項2目清掃センター定期点検整備工事費に関し、定期点検は義務づけられているのかただしましたところ、義務ではないが、安全で安定的な処理のために、定期的な保守が必要であるので毎年行っている旨の答弁がなされました。

さらに、同じ点検整備の内容で3,000千円から4,000千円程度で済むと計算している専門コンサルもあり、点検整備に40,000千円を要する根拠についてただしましたところ、以前、爆発事故が起こったこともあり、委託している業者は、この施設を建設したプラントメーカーで専門知識も有し、補修したところも含めて、長年全体の管理をいただいている。安全で安定的な運転ができることを最優先に必要な最小限の保守をしている旨の答弁がなされました。

次に、6款3項4目漁港建設費に関し、漁村再生交付金事業設計業務委託料についてただしましたところ、近年、ノリの養殖等の形態が変わっており、クレーン等の大型重機による効率的な作業が行われている。こうした中で栈橋は年数が経過しているところが多く、建設当時の設計基準では今のクレーン等の大型重機に耐え得るだけの安全性を確保できていないことから、早急な改修事業等の要望がなされているとのことで、今回は一番老朽化が激しい大野島漁港栈橋の改修を予定している旨の答弁がなされました。

次に、6款1項8目クレーン対策費に関し、樋管管守人の人数とその箇所数についてただしましたところ、樋管管守人は140名おられ、1人で数か所担当されている場合もあり、箇所数はもっとふえる旨の答弁がなされました。

さらに、樋管管守人はある程度の経験が必要かただしたところ、樋管の近くに住まわれている農業関係者などが地域の水事情に精通されている方が対応されており、大きな問題は発生していない旨の答弁がなされました。

委員からは、仕事の割に報酬が少ないため、報酬額の見直しが必要だと思ふ旨の意見が開陳されたところでございます。

次に、7款1項5目商店街振興費に関し、リノベーションまちづくり推進事業補助金についてただしましたところ、この事業は、平成28年度の県の商店街活性化に係る補助金を活用し、中心市街地の空き店舗活用促進事業として行うものであります。事業費は9,000千円で、大川中央商店街振興組合が事業主体となり、事業費の3分の1を負担、残りを県及び市がそ

れぞれ3分の1負担するとのことであります。主に店舗の改装や設備の助成を行い、改装した店舗において3つの観点から事業を展開するものであります。販売面では、お弁当や惣菜などの販売を、観光面では、イートインができるようなカフェと、リタイヤされた家具、建具職人の製作スペースや、大川に来られた方が家具、建具の製作体験をする工房スペースとして活用する。交流面では、国際医療福祉大学の学生や各種団体の会議など交流の場としての活用を考えている旨の答弁がなされました。

これに対し、何年間か継続して取り組む事業かただしましたところ、基本的には1年間の補助であり、空き店舗を活用して行うため、2年目以降、採算のとれる事業展開を考えている旨の答弁がなされました。

次に、8款2項3目道路新設改良費に関し、社会資本整備総合交付金事業の市道郷原一本線について、何年間で目標設定を行い、取り組まれているのか、ただしましたところ、郷原一本線の進捗状況は、市役所前通り線から南側の川口カントリーまでが1路線で、これを3期事業に分け、整備を進めているとのことであります。現在、有明海沿岸道路の南側の取りつけ道路の2期事業まで完了し、有明海沿岸道路の南側から川口カントリーまでの区間が3期事業として進められております。そのうちの1工区は国営水路昭代2号線の橋梁の手前までで用地買収が終わり、平成27年度から一部工事に着手されております。現在の計画は平成28年度までとなっており、これから先の大牟田川副線までを平成32年度までの事業として計画している旨の答弁がなされました。

次に、8款5項5目公園費に関し、工事請負費の36,000千円の計画についてただしましたところ、工事請負費の内容は公園の施設整備で、新規事業として、大川公園の遊具、筑後川総合運動公園のトイレや園路等の整備に30,000千円、また、30年が経過している三柱公園のくみ取り式トイレのバイオトイレへの更新に3,000千円、その他公園の危険箇所の工事費として3,000千円、合わせて36,000千円を予定している旨の答弁がなされました。

次に、10款6項1目大川匠の薪能事業補助金の経緯についてただしましたところ、薪能はもともと秋の木工まつりの事業として開催していたが、木工まつりの中で薪能は外すべきという意見がかなり多かった。今回は別枠で予算を計上している。今後、本事業について薪能をされる方々と行政でしっかり協議を行い、検討していきたい旨の答弁がなされたところであります。

さらに、委員からは、予算化に当たり慎重に論議するとともに、皆を納得させるだけの説

得力を持っていただきたい旨の意見が開陳されたところでもございます。

次に、10款7項3目学校給食センター費について運営に問題はないかただしましたところ、小さなトラブル等があったが、給食のおくれや大きな事故等は発生しておらず、比較的順調に運営できている旨の答弁がなされました。

さらに、学校給食センター建設計画時に話が出ていた公設民営の検討についてただしましたところ、将来的には民間委託等も視野に入れてやっていきたいと考えている旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、いきなり民営化というのは無理な話である。アレルギーの対応等特殊なものもあり、子どもの食の安全につながる問題でもあるので、これからの5年間ぐらいでノウハウをデータ化し、先を見越した対応をしていただきたい旨の要望がなされたところであります。

次に、歳入に関して申し上げます。

1款2項1目固定資産税に関し、家き屋全棟調査が完了したが、予算にはこの分も反映しているかただしましたところ、3か年をかけた同事業により、15,000千円程度の増収が見込まれる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第22号 平成28年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、平成27年6月議会において設置されました大川市議会議員定数削減調査特別委員会に付託しておりました調査案件についてを議題といたします。

これから大川市議会議員定数削減調査特別委員会における調査の経過並びに結果について、大川市議会議員定数削減調査特別委員長の報告を求めます。大川市議会議員定数削減調査特別委員長、川野栄美子君。

○大川市議会議員定数削減調査特別委員長（川野栄美子君）（登壇）

私は大川市議会議員定数削減調査特別委員会委員長といたしまして、本委員会における協議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

なお、本委員会は、議長を除く全議員が委員となっており、また、議長も委員会に出席されておられましたので、簡潔に経過の概要と結果を報告させていただきます。

まず、平成27年6月、川野ほか正副委員長が決まり、3月まで、毎月、計10回の特別委員会を開催いたしました。委員会では、削減をする、平成28年3月をめどに答えを出すとの方針を進めていくことになりました。

委員会における議論の中で一番多く出された意見は、大川市の人口減少の問題でありました。そのほかには、行政の監視機能、委員会の数、大川市の財政、議員数は奇数、偶数のどちらがよいのかなどの意見もありました。また、定数については、おおむね15名と14名の2案に分かれました。それらを踏まえ委員会で協議を重ねたところであります。

2月の第9回特別委員会において、それまでの議論を踏まえ、各委員の定数削減に対する最終的な考えを出していただきましたところ、定数を15名とする意見と14名とする意見がそれぞれ8名ずつの同数となったため、さらに協議を重ね、調整を図ることといたしました。その結果、次回の市議会議員一般選挙の定数は削減数2名の15名とし、次回の市議会議員一般選挙後、さらに定数1名の削減について努力を図ることとするいたしました。

最後になりましたが、議員各位の御協力に感謝を申し上げ、簡単ではございましたが、以上をもちまして委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

大川市議会議員定数削減調査特別委員長の報告は終わりました。

これから大川市議会議員定数削減調査特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はありませんので、次に進みます。

なお、本件につきましては長期間にわたり、委員各位の御努力により、大川市議会議員定数削減調査特別委員会において調査を進めていただきましたが、先ほどの大川市議会議員定数削減調査特別委員長報告をもって終了することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、大川市議会議員定数削減調査特別委員会は本日をもって調査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（古賀龍彦君）

休憩前に引き続き本会議を再開します。

次に、この際、お諮りいたします。

本日、本市市議会議員川野栄美子君外1名から、議案第34号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第35号 議案第34号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例に係る附帯決議の計2件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、議案第34号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第35号 議案第34号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例に係る附帯決議の以上2件を一括議題といたします。

次に、この際、お諮りいたします。

ただいま議題といたしております案件については、大川市議会議員定数削減調査特別委員会で調査を行った案件であり、その内容は明らかでありますので、提案理由の説明を省略し

たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、この際、お諮りいたします。

ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、ただいま議題といたしております議案第34号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第35号 議案第34号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例に係る附帯決議の以上2件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

それでは、議案第34号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第35号 議案第34号 大川市議会議員定数条例の一部を改正する条例に係る附帯決議については関連しており、大川市議会議員定数削減調査特別委員長の報告に基づくものであり、その内容は明らかでありますので、一括して採決いたします。

議案第34号並びに議案第35号を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第34号並びに議案第35号は原案のとおり可決されました。

14番 箆島君。

○14番（箆島かおる君）

先ほどは公倫の代表取締役の社長のお名前を間違っ読みましたので、キミノブさんと言いましたけれども、公信（ヒロノブ）氏でございます。江崎公信（エサキヒロノブ）氏でござ

ございます。

そして、川野栄美子氏から質問があつておりましたが、どういう会社かということを探ねられましたけれども、この会社は平成15年4月1日から立ち上げられて、目的が火葬場維持管理に関する事務、各宗葬祭の請負及び葬祭具、供花、そのほか葬祭用品の販売及び貸し付けと、各号に附帯する一切の業務。ただ、この葬祭に関するこのために火葬場と一緒に、このための仕事をするために立ち上げられた会社でございます。

そして、これは火葬に関するために、その免許をしっかりと持っていらっしゃる、この方1社だけしかありませんでしたけれども、斎場管理選定委員会審査委員、構成8名、内部委員6名、副市長、企画課長、総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、担当課長、そして、外部委員、有識者（商工会議所、税理士会）の方で審査されました。

以上です。

○議長（古賀龍彦君）

ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（古賀龍彦君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきまして、各委員長から、お手元に配付しております調査事項について、平成29年3月31日まで各委員会に付託されたい旨、申し出があつております。よって、各委員長から申し出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、別紙調査付託事項について各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

10番池末秀夫君、11番水落常志君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで市長から発言の申し出があつておりますので、この際、お願いいたします。
鳩山市長。

○市長（鳩山二郎君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案いたしました議案について慎重に御審議いただき、御議決を賜りましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

審議の過程で皆様からいただきました貴重な御意見や御助言等につきましては、真摯に受けとめ、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えております。また、平成28年度予算の執行に当たっては、効率的な行政運営に努め、市民の皆様が幸せを感じることができるようなまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、引き続き議員の皆様のお理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

簡単ではございますが、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

これにて平成28年第1回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時19分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 古賀龍彦

大川市議会議員 池末秀夫

大川市議会議員 水落常志